宮崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口	歳出額	実質収支	人 件 費	人件費率	(参考)
区分	(25年1月1日)	A		В	B/A	24年度の人件費率
05年亩	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	405, 986	152, 529, 297	2, 632, 240	20, 470, 577	13. 4	14. 3

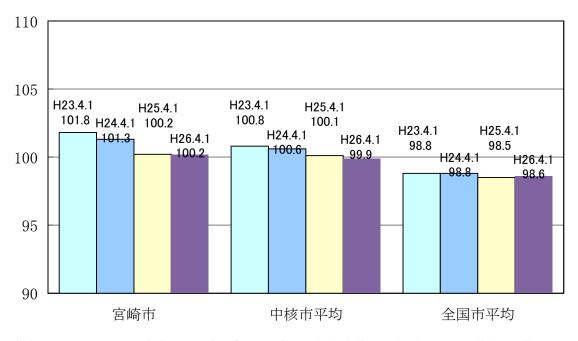
(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

屋八	職員数		一人当たり			
区分	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A
25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
20千度	2, 160	8, 242, 891	1, 636, 542	2, 957, 668	12, 837, 101	5, 943

(参考) 中核市平均 一人当たり給与費 千円 6,182

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員 数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数 (構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表 (一) 適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
 - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 - 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。
 - ※ 平成26年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

本市の場合、高年齢層においてラスパイレス指数が高いことが本市全体のラスパイレス指数が100を超える要因となっているが、職員構成の新陳代謝により徐々に改善する傾向にある。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の、見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

未実施の理由・・・職員団体と協議中であるため。

② 地域手当の見直し

[実施 未実施]

未実施の理由・・・職員団体と協議中であるため。

③ その他の見直し内容

[実施 未実施]

未実施の理由・・・職員団体と協議中であるため。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均年齢 平均給料月額		平均給与月額 (国比較ベース)	
宮崎市	41.8 歳	325, 454 円	391, 486 円	349,003 円	
宮崎県	43.8 歳	330, 477 円	404, 421 円	356,813 円	
国	43.5 歳	335,000 円		408,472 円	
中核市	41.9 歳	324, 583 円	412, 561 円	369,919 円	

② 技能労務職

			公 務	į	a			民 間		参考
区分	平均年齡	融員数	平均給料月	額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ペース)	対応する民間 の類似職種	平均年齡	平均給与月額 (B)	А/В
宮崎市	53.2 族	168 人	389,001	円	421,335 円	400,814	_	_	_	_
うち 拾魚類理員	51.4 族	67 人	377, 422	円	391,946 円	385,713		47.1 族	195,500 円	2.00
うち 屋外処理員	56.1 族	41 人	404, 833	円	460,719 円	419,894	游莊物処理業 従業員	44.7 歲	288,100 円	1.60
うち 学校用務員	55.3 族	38 人	402,289	円	436,139 円	416, 302	用務員	54.3 歳	199,300 円	2. 19
宮崎県	_	_	_		_	_	_	_	_	_
	50.1 族	3,119 人	287, 992	円	_	326,611	_	_	_	_
中核市	47.8 族	290 人	330,820	円	392,126 円	362,360	_	_	_	_
		参	考							
区分	年収べ	- ス(試算	値)の比較							
E 2	公務員		民間	c/	(D					
	(c)		(D)	-/						
宮崎市	1		-	-	-					
うち 拾倉類理員	6,324,630	円 2,6	77,200 円	2.3	36					
うち 屋井処理員	7,292,678	д 3,9	39,100 円	1.3	85					
うち 学校用務員	7,007,708	円 2,7	47,000 円	2.5	55					

[※] 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成22年~24年の3ヵ年平均)

③ 教育職(幼稚園)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
宮崎市	45.6 歳	359, 200 円	363, 233 円
宮崎県	46.3 歳	389, 932 円	433, 379 円
玉	_	_	_
中核市	40.0 歳	320, 141 円	368,773 円

④ 税務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	39.0 歳	302, 492 円	375,836 円	318,093 円
宮崎県	_			_
玉	43.5 歳	372, 375 円		443,555 円
中核市	38.3 歳	293, 995 円	385, 526 円	326, 597 円

[※] 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

[※] 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に 支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

⑤ 医師·歯科医師職

区分	平均年齢 平均給料月額		平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	48.7 歳	516, 583 円	1,329,246 円	952,458 円
宮崎県	_	_		
玉	50.4 歳	489, 213 円		815,422 円
中核市	43.4 歳	468, 427 円	1,052,944 円	632,021 円

⑥ 看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	39.9 歳	311,501 円	358, 229 円	324, 327 円
宮崎県	_		_	_
玉	46.3 歳	315, 397 円	_	345,048 円
中核市	38.5 歳	299, 502 円	373, 169 円	328, 569 円

⑦ 福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	47.6 歳	356, 708 円	420,976 円	366, 289 円
宮崎県	_			_
玉	41.8 歳	331,688 円	_	377,975 円
中核市	39.7 歳	295,610 円	345, 365 円	323, 279 円

⑧ 消防職

区分	平均年齢 平均給料月額		平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
宮崎市	37.8 歳	288, 934 円	382, 275 円	312,767 円
宮崎県				_
玉	_			_
中核市	39.0 歳	306, 543 円	403,680 円	351,053 円

- (注)1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当な どのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているも のである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間 外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (平成26年4月1日現在)

区	分	宮崎市	宮崎県	国
6几~二十年17分	大学卒	172, 200 円	172,200 円	172, 200 円
一般行政職	高校卒	140,100 円	140,100 円	140, 100 円
十七七 <i>2</i> 5 35 mb.	高校卒	140,100 円	140,300 円	_
技能労務職	中学卒	_	118,300 円	_
教育職	大学卒	172, 200 円	192,800 円	_
教 育 職	高校卒	140,100 円	148,800 円	_
44 梦 哟	大学卒	172, 200 円	_	_
税務職	高校卒	140,100 円		_
薬剤師	大学卒	178,800 円	_	_
医療技術職	高校卒			_
毛类 归烛啦	大学卒	172, 200 円	_	_
看護・保健職	高校卒	_	_	_
	大学卒	172, 200 円	_	_
消防職	高校卒	140,100 円	_	_

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

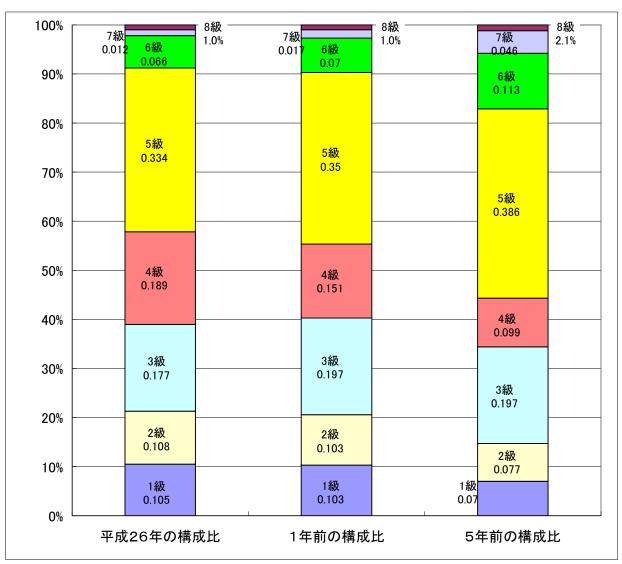
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
,加尔二尔啦	大学卒	250, 189 円	360, 291 円	389,871 円	403,020 円
一般行政職	高校卒	207,700 円	308,800 円	362,900 円	391,625 円
++	高校卒	_	_	364, 550 円	378,700 円
技能労務職	中学卒	_	_	_	_
料	大学卒	_	_	_	_
教育職	高校卒	_	_	_	_
125 文字 1255	大学卒	248,850 円	356, 500 円	391,175 円	400,600 円
税務職	高校卒	_	328, 400 円	_	383, 500 円
薬剤師	大学卒	267,700 円	_	_	_
医療技術職	高校卒	_			
毛	大学卒	245,900 円	356, 100 円	395, 400 円	_
看護・保健職	高校卒	_	_	_	_
)	大学卒	259,680 円	_	393,600 円	403, 200 円
消防職	高校卒	211,750 円	320, 200 円	366,600 円	393, 600 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況 (平成26年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1	級	主事又は技師の職務	人 153	% 10. 5	円 135,600	円 243, 700
2	級	主任主事又は主任技師の職務	人 158	10.8	円 185, 800	円 307,800
3	級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任主事 又は主任技師の職務	人 259	% 17. 7	円 222, 900	円 354, 700
4	級	係長又はこれに相当する職務	人 277	% 18. 9	円 261, 900	円 398, 300
5	級	1 課長補佐又はこれに相当する職務 2 困難な業務を行う係長又はこれに相当する職務	人 489	% 33. 4	円 289, 200	円 413,600
6	級	課長又はこれに相当する職務	人 97	% 6. 6	円 320,600	円 433,000
7	級	部の次長又はこれに相当する職務	人 17	1. 2	円 366, 200	円 456, 200
8	級	部長又はこれに相当する職務	人 14	1. 0	円 413, 000	円 478, 200

- (注) 1 宮崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

・病休等の理由により、昇給判定期間の勤務すべき日の6分の1以上の日数を勤務しなかった者などについて、昇給の号数を調整している。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

	宮岬	奇 市			宮山	· 県			E	3	
1人当たり	平均支統	合額(25年月	度)	1人当たり	平均支約	洽額(25年 月	度)				
	1, 322	2	千円		1, 39	7	千円				
(25年度支	給割合)			(25年度支	(給割合)			(25年度支	で給割合)		
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.60	月分	1.35	月分	2.60	月分	1. 35	月分	2.60	月分	1.35	月分
(1.45)	月分	(0.65)	月分	(1.45)	月分	(0.65)	月分	(1.45)	月分	(0.65)	月分
(加算措置	の状況)			(加算措置	む状況)			(加算措置	量の状況)		
職制上の段降・役職加算		O級等による ~ 20%	加算措置	職制上の段 ・役職加算 ・管理職加	5	の級等による 〜 20% 〜 25%	加算措置	職制上の段 ・役職加算 ・管理職加	5 ~	O級等による ~ 20% ~ 25%	加算措置

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

(平成25年度)

- 次に掲げる区分により、成績率を決定している。
 - ·標準…0.65月
 - ・懲戒処分を受けた者…0.335~0.52月

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

宮	崎 市			国	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.7 月分	52.44 月分	勤続35年	43.7 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置		引退職特例措置 %加算)	その他の加算措置	/= 1 111 1 //	引退職特例措置 %加算)
1人当たり平均支給額	1,228千円	25,354千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)

支 給 実		10, 352	千円		
支給職員1人当たり	25年度決算)		862, 660	円	
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	国の制度(え	支給率)
東京都特別区	18 %		5 人		18 %
福岡県福岡市	10 %		1 人		10 %
医師	15 %		6 人		15 %
地域手当補正後ラスパ (ラスパイレス指数)	100	0.2 %			

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給 与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数× (1+当該団体の地域手当率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	70,098 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	120,859 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	22.9 %
手当の種類(手当数)	20

手当の	種類(手当数)		20				
手	三当の名称	主な支給対象職員及び支給対象	業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価		
滞納処分事務従事手当		職員が市税及び税外収入に係る差担 の引上げに従事したとき	財産	14 千円	1世帯600円		
				33 千円	① 1件1,000円 ② 1件3,000円 ③ 1件3,000円		
感染症隊	方疫作業従事手当	職員が、感染症が発生し、又は発生 おそれのある場合において、感染症 者若しくはその疑いのある患者の救 の他患者に接する業務に従事したと 又は感染症の病原体の付着した物若 は付着のおそれのある物の処理作業 事したとき	ぎの患 な護そ さき、 きしく	0 千円	日額230円		
結核予	防業務従事手当	職員が特に結核感染のおそれのある に従事したとき	業務	28 千円	日額230円		
廃棄物处	D.理業務従事手当 -	職員が廃棄物の中間処理又は最終収 係る業務に従事した場合で、犬、猪 死体を収集したとき		2,083 千円	1体500円		
	消防職員手当	消防職員が消防局又は消防署に勤務 とき ① 交替制勤務の消防吏員 ② 日勤の消防吏員	らした	14, 227 千円	① 日額200円 ② 日額150円		
消防	救急業務手当	消防吏員が救急業務に従事したとき	5	14,904 千円	1回300円		
業務従事	水火災等出動手当	消防職員が水害、火災等の発生によ 動したとき	り出	1,524 千円	1回300円		
事手当	はしご手当	消防吏員がはしご付ポンプ自動車に して消防業務に従事したとき	乗務	2,407 千円	日額220円		
		消防吏員が正規の勤務時間による勤一部又は全部が深夜(午後10時からの午前5時までの間)において行わる務に従事したとき	翌日	15,780 千円	1回520円		
有害物耳	反扱業務従事手当	職員が人体に有害なガスの発生を伴 務又は有害物を用いて行う試験研究 くは検査に従事したとき		108 千円	日額200円		
高圧電	電気取扱作業 事 手 当	主任技術者に選任された職員が高圧 取扱作業に従事したとき	E電気	0 千円	日額100円		
高所作業従事手当		職員が地上又は水面上10メートルり 足場の不安定な箇所で行う工事の検 調査、指導、監督等の業務に従事し き	產、	7 千円	日額220円		
又は神		職員が土地若しくは建物の買収若し 補償又は境界査定のために直接当該 者と面接交渉したとき		798 千円	日額400円		
		職員が下水管きょ内における土量等 査又は調査の業務に従事したとき	ぞの検	12 千円	日額250円		

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
	職員が市の管理する道路、河川等のうち 豪雨等異常な自然現象により重大な災害 が発生し、若しくは発生するおそれがあ る道路、河川等において行う巡回監視又 は当該道路、河川等における重大な災害 の発生した箇所若しくは発生するおそれ の著しい箇所で行う応急作業若しくは応 急作業のための災害状況の調査に従事し たとき ① 巡回監視 ② 応急作業又は応急作業のための災害状 況の調査	9 千円	① 日額 710円 ② 日額1,080円
精神保健関係業務従事手当	保健所及び福祉事務所に勤務する職員 が、精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律その他の法令に基づく精神障害者 の社会復帰促進のための相談、指導等の 業務に従事したとき	49 千円	日額200円
狂 犬 病 防 疫 作 業 従 事 手 当	保健所に勤務する職員が狂犬病予防法に 基づく予防注射、抑留、処分、薬殺、検 診又は病性鑑定の作業に従事したとき	132 千円	日額500円
病理細菌検査従事手当	保健所又は市立病院に勤務する職員が病 理細菌検査に従事したとき	378 千円	日額500円
	保健所に勤務する職員が、と畜場法に規定する検査又は食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する検査に従事したとき	219 千円	日額1,000円
放射線取扱作業 従 事 手 当	保健所又は市立病院に勤務する職員がレントゲンその他の放射線を照射する作業 に従事したとき	249 千円	日額500円
	市立病院に勤務する職員が緊急時におけ る救急自動車の運転に従事したとき	9 千円	1回300円
	市立病院及び介護老人保健施設に勤務する職員が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護及び介護の業務に従事したとき ① 深夜における勤務時間が4時間以上 ② 深夜における勤務時間が4時間未満	7,115 千円	① 1回2,500円 ② 1回2,000円
市立病院の医師の特殊勤務手当	市立病院に勤務する医師	10,013 千円	1月につき、次の各号に掲げる額の合計額 (1) 次に掲げる職員の区分に応じ、次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額イロ 副院長 月額15万円 四 国院長 月額5万円 二 課長 月額5万円 二 課長 月額5万円 二 一の当直勤務中に行った診察行為の四世につる。第10時から翌日午前5時の場合は、5,000円)を乗じて合計額 ※ 一の当直勤務における上限額は、2万円 1月当たりの合計額における上限額は20万円

(5) 時間外勤務手当(平成26年4月1日現在)

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額		
平成25年度	747,272 千円	305 千円		
平成24年度 722,950 千円		294 千円		

[※] 数値は、各年度決算による。

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」と同じ年度の4月1日現在

の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であ

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ① 配偶者 13,000円 ② 満22歳に達する日以後の最初の3 月31日までの間にある子及び孫 ・弟妹、60歳以上の父母及び祖 父母、重度心身障害者 1人に つき6,500円 (職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人 については11,000円) ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	_	299, 460 千円	228, 595 円
住居手当	自ら居住するための住宅又は単身赴任 手当を支給され配偶者等の居住するた めの住宅を借り受け、一定額を超える 家賃又は間代を支払っている職員に支 給される手当 (職員の居住する借家・借間) ① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額 3,000円未満の場合は3,000円支 給) ② 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 (ただし、支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」によ る算出される額の2分の1の額	同じ	_	191,868 千円	222, 843 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその 運賃等を負担すること、自動車等を使 用することなどを常例とする職員に支 給される手当 (普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等 の額に相当する額(ただし、1箇月 当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2~5km未満 4,800円 片道 5~10km未満 7,300円 片道 10~15km未満 7,300円 片道 15~20km未満 9,500円 片道 20~25km未満 11,300円 片道 20~25km未満 11,300円 片道 30~35km未満 16,100円 片道 35~40km未満 18,500円 片道 40~45km未満 20,900円 片道 45~50km未満 20,900円 片道 55~60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円	異なる	自のにてkm支国い動使つ、未給より事用い2満額りのが高	169,705 千円	80, 889 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 される手当 部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円	異なる	国と支給 区分及び 支給額が 違う	100,717 千円	729, 833 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ	_	125,945 千円	144, 598 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ	_	21,246 千円	68, 536 円
初任給調整手当	次に掲げる職に採用された職員に対し、採用の日から一定期間支給される手当 ① 医療職給料表の適用を受ける職員の職 月額365,500円以下 ② 行政職給料表の適用を受ける職員の職で医学又は歯学に関する専門的知識を必要とすると市長が認めるもの(現在、支給対象なし)月額50,000円以下	同じ		17,818 千円	3, 563, 520 円
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、 やむを得ない事情により配偶者と別居 し、単身で生活することを常況とする 職員等に支給額) 23,000円+加算額 (加算額) 100~300km未満 6,000円 300~500km未満 12,000円 500~700km未満 18,000円 700~900km未満 24,000円 900~1,100km未満 30,000円 1,100~1,300km未満 35,000円 1,300~1,500km未満 40,000円 1,500km以上 45,000円	同じ	_	1,632 千円	816, 000 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給される手当 普通宿日直勤務 4,200円 医師の当直勤務 20,000円 看護師長等の当直勤務 5,900円 薬剤師等の当直勤務 5,900円 救急外来等に関する事務処理等のための当直勤務 5,900円	同じ		5,430 千円	1,810,000 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当① 部長又は部長相当職 10,000円② 課長又は課長相当職 8,500円※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ	_	5,717 千円	45, 373 円

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

	4 73 3 75	7 - 7	NH/II /I		<u> </u>					
		区 分		給	給料月額等					
						(参考)	中核市にお	ける最高/最	低額	
給料		市長		1, 053, 000	円	1, 180, 00	00 円/	565, 000	円	
17	副	市	長	840,000	円	960,000	円/	705,000	円	
+11	議		長	696, 000	円	827, 000) 円/	625, 000	円	
報酬	副	議	長	625,000	円	748, 000	円/	555,000	円	
E/II	議		員	583, 000	円	700,000	円/	510,000	円	
		市長		(26年度支給割合)						
期	副	市	長	2.95		月分				
末	収	入	役							
手业	議		長	(26年度支給割合)						
当	副	議	長	2.95		月分				
	議		員							
退				(算定方式)		(1期	の手当額)	(支給甲	時期)	
職手		市 長		給料月額×60/100×在職。	月数	30, 3	326, 400円	任期	毎	
当	副	市	長	給料月額×40/100×在職。	月数	16, 1	28,000円	任期	毎	

⁽注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月) 勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

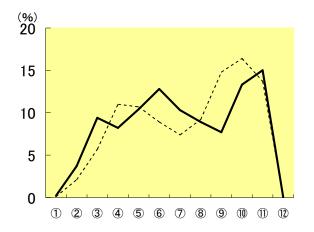
(各年4月1日現在)

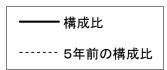
		区分	職員	数	対前年	主 な 増 減 理 由
部	門		平成25年	平成26年	増減数	主な増減理由
		議会	16	16	0	
		総務企画	434	444	10	情報システム更新、地域まちづくり強化など
		税務	136	129	▲ 7	総合支所組織の見直し
	_	労働	4	4	0	
	般	農林水産	145	143	▲ 2	農商工連携業務の統合
普	行 政	商工	43	44	1	スポーツによる観光誘客の強化
通	部	土木	284	282	▲ 2	市道維持補修の一部民間委託
会 計	門	民生	271	274	3	子ども子育て新制度対応など
部門		衛生	245	240	▲ 5	ごみ収集業務の一部民間委託など
[7]			1,578	1, 576	A 2	(参考) 人口1万人当たり職員数 39.02人 (中核市の人口1万人当たりの職員数 43.31人)
	教	育部門	251	234	▲ 17	給食調理業務の一部民間委託など
	消	防部門	332	338	6	救急業務の増への対応など
	,	小計	2, 161	2, 148	▲ 13	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 53.43人 (中核市の人口1万人当たりの職員数 61.73人)
	3	病院	64	63	▲ 1	退職者不補充
公会	;	水道	137	136	1	料金徴収業務の一部民間委託
公営企業等	Ŧ	水道	73	73	0	
業門等	7	の他	127	127	0	
,1		小計	401	399	▲ 2	
	合	計	2, 562 [2, 711]	2, 547 [2, 711]	▲ 15 [0]	〈参考〉 人口1万人当たり職員数 62.97人

⁽注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

^{2 []}内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)





	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10	(1)	12	
区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
区 分		>	>	>	>	>	>	>	>	>	>		日日
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
中上	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	10	108	246	227	228	329	269	239	210	301	379	1	2, 547

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

年 度 部門別	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	1,621	1,608	1,604	1, 594	1, 578	1, 576	▲ 45 (▲ 2.8%)
教育	315	307	281	267	251	234	▲ 81 (▲ 25.7%)
消防	335	329	331	334	332	338	3 (0.9%)
普通会計計	2, 271	2, 244	2, 216	2, 195	2, 161	2, 148	▲ 123 (▲ 5.4%)
公営企業等会計計	428	419	408	404	401	399	▲ 29 (▲ 6.8%)
総合計	2, 699	2, 663	2,624	2, 599	2, 562	2, 547	▲ 152 (▲ 5.6%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。
 - 2 平成21年度については、合併前の宮崎市及び旧清武町の合計職員数である。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア決算

区分	総費用	純損益又は 実質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 24年度の総費用に
	A		В	B/A	占める職員給与費比率
25年度	千円	千円	千円	%	%
20千茂	6, 907, 639	310, 471	1, 070, 929	15. 5	20. 1

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費238,790千円を含まない。

	区八	職員数		給	与 費	,	一人当たり給与費
	区分	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
	25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
L	20千及	134	524, 209	78, 795	191, 686	794, 690	5, 931

(参考)24年度平均 一人当たり給与費 千円 6,380

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額	
宮崎市 (水道事業)	44.8 歳	358,834 円	526, 145 円	
他市町村(水道事業)	45.0 歳	342,822 円	509, 358 円	※ 政令指定都市を除く。

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水 道 事 業	宮崎市
1人当たり平均支給額(25年度)	1人当たり平均支給額(25年度)
1,430 千円	1,322 千円
(25年度支給割合)	(25年度支給割合)
期末手当勤勉手当	期末手当勤勉手当
2.60 月分 1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分
(1.45) 月分 (0.65) 月分	(1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置
・役職加算 5% ~ 20%	・役職加算 5% ~ 20%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

水	、道 事 業		宮	崎 市	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	/ = 1 144 1 //]退職特例措置 %加算)	その他の加算措置	/ = 1 114 1 //]退職特例措置 %加算)
1人当たり平均支給額	19,06	8 千円	1人当たり平均支給額	1,228千円	25,354千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			564	千円
支給職員1人当たり平	均支給年額(25年度決算)		4, 406	円
職員全体に占める手当	支給職員の割合(25年度)		95. 5	%
手当の種類(手当数)			Ç)
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象	業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
不動産物件交渉手当	不動産買収及び補償のため面接交渉した	た職員	18千円	日額400円
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任打 選任された職員	支術者に	0千円	日額100円
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をともなう業績 害物を用いて行う試験研究若しくは検査 した職員	査に従事	90千円	日額200円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足り 定な箇所で行う工事の検査、調査、指導 等の業務に従事した職員		3千円	日額220円
下水管きょ等検査調査 作 業 手 当	(1) 下水管きょ内における土量等の検証は調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のためは場で直接行う検査業務に従事した駅 (3) 地下4メートル以上の掘削現場、行内又は酸素欠乏のおそれのある地等で作業に従事した職員	こ現 戦員 ぎきょ	0千円	日額250円
災害応急作業手当	豪雨等異常な自然現象により重大な災害し、若しくは発生するおそれがある上設等において行う巡回監視又は当該上設等における重大な災害の発生した箇所は発生するおそれの著しい箇所で行うが若しくは応急作業のための災害状況の調力と、一般に対して、一般に対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対	下水道施 下水道施 所若しく 芸急に業 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	0千円	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円
活性炭投入作業手当	防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭 に従事した職員		0千円	日額200円
道路上作業手当	交通頻繁な車道上で交通を遮断するこ。 う弁操作に従事した職員	となく行	376千円	日額250円

77千円

1回300円

工 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成25年度	31,090 千円	247 千円
平成24年度	33, 181 千円	259 千円

緊 急 出 動 手 当事故等の発生により、緊急車両で出動した職員

⁽注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ① 配偶者 13,000円 ② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 (職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円) ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ		20,076 千円	228, 131 円
住居手当	自ら居住するための住宅又は単身赴任 手当を支給され配偶者等の居住するた めの住宅を借り受け、一定額を超える 家賃又は間代を支払っている職員に支 給される手当 (職員の居住する借家・借間) ① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額 3,000円未満の場合は3,000円支 給) ② 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 (ただし、支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」によ る算出される額の2分の1の額	同じ		11,374 千円	270,819 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその 運賃等を負担すること、自動車等を使 用することなどを常例とする職員に支 給される手当 (普通交通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等 の額に相当する額(ただし、1箇月 当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2~5km未満 4,800円 片道 15~10km未満 5,300円 片道 15~20km未満 7,300円 片道 20~25km未満 11,300円 片道 20~25km未満 11,300円 片道 30~35km未満 16,100円 片道 35~40km未満 16,100円 片道 40~45km未満 20,900円 片道 50~55km未満 21,800円 片道 55~60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円	同じ	_	10, 196 千円	72, 826 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 される手当 部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円	同じ	_	5,508 千円	688, 466 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ	_	780 千円	130,070 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ		0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当①部長又は部長相当職 10,000円②課長又は課長相当職 8,500円 ※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ	I	46 千円	45, 500 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に 占める職員給与費比率
0.5 座	千円	千円	千円	%	%
25度	8, 071, 434	284, 130	393, 630	4. 9	7. 1

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費171,485千円を含まない。

マハ	職員数		給	与 費	,	一人当たり給与費
区分	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	71	270, 408	50, 186	97, 995	418, 589	5, 896

(参考)24年度平均 一人当たり給与費 千円 6,029

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額	
宮崎市 (下水道事業)	41.6 歳	331,484 円	508,931 円	
他市町村 (下水道事業)	44.0 歳	340,516 円	507,458 円	

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

下水道事	業	宮 崎 市			
1人当たり平均支給額(25年	度)	1人当たり平均支給額(25年度)			
	1,342 千円	1,322 千円			
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	期末手当勤勉手当			
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分 1.35 月分			
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分 (0.65) 月分			
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等	による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5% ~ 20%	6	・役職加算 5% ~ 20%			

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

下力	k 道 事 業		宜	崎 市	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置		引退職特例措置 %加算)	その他の加算措置		引退職特例措置 %加算)
1人当たり平均支給額	15, 45	2 千円	1人当たり平均支給額	1,228千円	25,354千円

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			35	千円	
支給職員1人当たり平	均支給年額(25年度決算)		3, 894	円	
職員全体に占める手当	支給職員の割合(25年度)	12. 3 %			
手当の種類(手当数)			Ç)	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象	業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価	
	不動産買収及び補償のため面接交渉した		0千円	日額400円	
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任打 選任された職員	支術者に	0千円	日額100円	
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をともなう業績 害物を用いて行う試験研究若しくは検え した職員	8又は有 査に従事	19千円	日額200円	
高 所 作 業 手 当	地上又は水面上10メートル以上の足り 定な箇所で行う工事の検査、調査、指導 等の業務に従事した職員		0千円	日額220円	
下水管きょ等検査調査 作 業 手 当	(1) 下水管きょ内における土量等の検3 調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のためい場で直接行う検査業務に従事した駅 (3) 地下4メートル以上の掘削現場、行内又は酸素欠乏のおそれのある地でで作業に従事した職員	こ現 戦員 ぎきょ	1千円	日額250円	
災害応急作業手当	豪雨等異常な自然現象により重大な災害し、若しくは発生するおそれがある上記等において行う巡回監視又は当該上記等における重大な災害の発生した箇所は発生するおそれの著しい箇所で行うが若しくは応急作業のための災害状況の調事した職員 (1) 巡回監視 (2) 応急作業又は応急作業のための災の調査	下水道施 下水道し 所若 に 高査に 業 で で で で で で で で で で で で で で で で で で	0千円	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円	
活性炭投入作業手当	防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭 に従事した職員		0千円	日額200円	
道路上作業手当	交通頻繁な車道上で交通を遮断するこ。 う弁操作に従事した職員	となく行	11千円	日額250円	
緊 急 出 動 手 当	事故等の発生により、緊急車両で出動し	た職員	4千円	1回300円	

工 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成25年度	25, 102 千円	369 千円
平成24年度	22,517 千円	346 千円

(注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ① 配偶者 13,000円 ② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円 (職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円) ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	_	11,503 千円	234, 756 円
住居手当	自ら居住するための住宅又は単身赴任 手当を支給され配偶者等の居住するた めの住宅を借り受け、一定額を超える 家賃又は間代を支払っている職員に支 給される手当 (職員の居住する借家・借間) ① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額 3,000円未満の場合は3,000円支 給) ② 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 (ただし、支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」によ る算出される額の2分の1の額	同じ		5,059 千円	240, 881 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその 運賃等を負担すること、自動車等を使 用することなどを常例とする職員に支 給される 通機関等の利用者) 支給単位期間の通勤に要する運賃等 の額に相当する額(ただし、1箇月 当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2~5km未満 4,800円 片道 15~10km未満 5,300円 片道 10~15km未満 7,300円 片道 20~25km未満 11,300円 片道 25~30km未満 13,700円 片道 30~35km未満 13,700円 片道 30~35km未満 16,100円 片道 35~40km未満 18,500円 片道 40~45km未満 20,900円 片道 50~55km未満 21,800円 片道 55~60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円	同じ	_	4,776 千円	71, 285 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 される手当 部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円	同じ	_	3,686 千円	737, 135 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ	_	195 千円	97, 584 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ		0 円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円② 課長又は課長相当職 8,500円 ※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ		26 千円	25, 500 円

(3) 農業集落排水事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

	総費用	純損益又は	職員給与費	総費用に占める	(参考)
区分		実質収支		職員給与費比率	24年度の総費用に
	A		В	B/A	占める職員給与費比率
25年度	千円	千円	千円	%	%
20千及	580, 874	31, 639	18, 316	3. 2	3. 0

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費26千円を含まない。

ī	マハ	職員数			給	与 費		一人当たり給与費
L	区分	A	給料	料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
9.5	5年度	人	千円	9	千円	千円	千円	千円
25) 十尺	3	9, 784	:	1, 467	3, 437	14, 688	4, 896

(参考)平成24年度平均 一人当たり給与費 千円 3,926

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額	
宮崎市 (農業集落排水事業)	40.0 歳	303, 167 円	434,719 円	
他市町村(農業集落排水事業)	_	_	_	

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

農業集落排水事業	業	宮崎市			
1人当たり平均支給額(25年度)	1人当たり平均支給額(25年度)				
1, 1	146 千円			1,322 千円	
(23年度支給割合)		(23年度支給割合)			
期末手当勤	勉手当	期末手	三当	勤勉手当	
2.60 月分 1.3	35 月分	2.60	月分	1.35 月分	
(1.45) 月分 (0.	65) 月分	(1.45)	月分	(0.65) 月分	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による	職制上の段階、職務の級等による加算措置				
・役職加算 5% ~ 20%		・役職加算 5% ~ 20%			

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

農業集	落排水事	業	宮	崎 市	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	/ = / 144 / //	引退職特例措置 %加算)	その他の加算措置	/ = / 1111 / //	退職特例措置 %加算)
1人当たり平均支給額	0	円	1人当たり平均支給額	1,228千円	25,354千円

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			0		
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			0		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (25年度)			0.0		
手当の種類(手当数)			()	
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務		支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価	

手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
	不動産買収及び補償のため面接交渉した職員	0千円	日額400円
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任技術者に 選任された職員	0千円	日額100円
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をともなう業務又は有害物を用いて行う試験研究若しくは検査に従事 した職員	0千円	日額200円
高 所 作 業 手 当	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安 定な箇所で行う工事の検査、調査、指導、監督 等の業務に従事した職員	0千円	日額220円
下水管きょ等検査調査 作 業 手 当	(1) 下水管きょ内における土量等の検査又は 調査業務に従事した職員 (2) 下水道排水設備の完工検査のために現 場で直接行う検査業務に従事した職員 (3) 地下4メートル以上の掘削現場、管きょ 内又は酸素欠乏のおそれのある地下室 等で作業に従事した職員	0千円	日額250円
災害応急作業手当	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生 し、若しくは発生するおそれがある上下水道施 設等において行う巡回監視又は当該上下水道施 設等における重大な災害の発生した箇所若しく は発生するおそれの著しい箇所で行う応急作業 若しくは応急作業のための災害状況の調査に従 事した職員 (1) 巡回監視 (2) 応急作業又は応急作業のための災害 状況の調査	0千円	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円
活性炭投入作業手当	防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭投入作業 に従事した職員	0千円	日額200円
道路上作業手当	交通頻繁な車道上で交通を遮断することなく行 う弁操作に従事した職員	0千円	日額250円
緊急出動手当	事故等の発生により、緊急車両で出動した職員	0千円	1回300円

工 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成25年度	353 千円	118 千円
平成24年度	507 千円	169 千円

⁽注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	当 (平成26年4月1日現任) 内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ① 配偶者 13,000円 ② 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫・弟妹、60歳以上の父母及び祖父母、重度心身障害者 1人につき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円) ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ	_	156 千円	156, 000 円
住居手当	自ら居住するための住宅又は単身赴任 手当を支給され配偶者等の居住するた めの住宅を借り受け、一定額を超える 家賃又は間代を支払っている職員に支 給される手当 (職員の居住する借家・借間) ① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円 (ただし支給額 3,000円未満の場合は3,000円支 給) ② 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円)×1/2+11,000円 (ただし、支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」によ る算出される額の2分の1の額	同じ		564 千円	282, 000 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその 運賃等を負担することと、自動車等を使 用することなどを常例とする職員に支 給される手当 (普通交通機関等の利用者) 支の額に相当する額(ただし、1箇月 当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2~5km未満 4,800円 片道 15~10km未満 5,300円 片道 10~15km未満 7,300円 片道 20~25km未満 11,300円 片道 20~25km未満 11,300円 片道 30~35km未満 13,700円 片道 35~40km未満 13,700円 片道 40~45km未満 16,100円 片道 50~55km未満 18,500円 片道 50~50km未満 20,900円 片道 55~60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円	同じ		394 千円	131, 200 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 される手当 部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円	同じ	_	0 円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給される手当 勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ	_	0 千円	0 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ		0 円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当① 部長又は部長相当職 10,000円② 課長又は課長相当職 8,500円 ※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ		0 円	0 円

(4) 簡易水道事業

① 職員給与費の状況

ア決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に 占める職員給与費比率
25年度	千円	千円	千円	%	%
20平度	271, 229	8, 137	31, 932	11.8	25.8

(注) 資本勘定支弁職員にかかる職員給与費26,167千円を含まない。

マハ	職員数		給	与 費	•	一人当たり給与費
区分	A	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	B/A
25年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	7	29, 342	5, 159	10, 982	45, 483	6, 498

(参考)24年度平均 一人当たり給与費 千円 6,749

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額	
宮崎市 (簡易水道事業)	43.9 歳	355,067 円	517,949 円	
他市町村(簡易水道事業)	45.0 歳	342,822 円	509, 358 円	※ 政令指定都市を除く。

⁽注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

簡易水道事業	宮崎市					
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)				
1,	569 千円				1, 322	千円
(23年度支給割合)	·	(23年度支約	給割合)			, ,
期末手当	 勉手当		期末手	当	勤勉手	当
2.60 月分 1.	35 月分		2.60	月分	1.35	月分
(1.45) 月分 (0.	. 65) 月分		(1.45)	月分	(0.65)	月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)				
職制上の段階、職務の級等によ	職制上の段階、職務の級等による加算措置			算措置		
・役職加算 5% ~ 20%		• 役職加算	5 %	$\sim 20\%$		

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

1 22-194 1 3 (1/24	_ 0 1/11	1. 201327			
簡 易	水道事業		它	崎 市	
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置]退職特例措置 %加算)	その他の加算措置		退職特例措置 %加算)
1人当たり平均支給額		0	1人当たり平均支給額	1,228千円	25,354千円

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)			30	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)			7, 538	円
職員全体に占める手当	支給職員の割合(25年度)		57. 1	%
手当の種類(手当数)			()
手当の名称	主な支給対象職員及び支給対象	業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
不動産物件交渉手当	不動産買収及び補償のため面接交渉し7	た職員	8千円	日額400円
電気主任技術者手当	高圧電気取扱作業に従事した電気主任打 選任された職員	支術者に	0千円	日額100円
有害物取扱手当	人体に有害なガスの発生をともなう業績 害物を用いて行う試験研究若しくは検え した職員		0千円	日額200円
高所作業手当	地上又は水面上10メートル以上の足り 定な箇所で行う工事の検査、調査、指導 等の業務に従事した職員		0千円	日額220円
下水管きょ等検査調査 作 業 手 当		こ現 戦員 管きょ	0千円	日額250円
災害応急作業手当	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある上下水道施設等において行う巡回監視又は当該上下水道施設等における重大な変生の発生した箇所名に表		0千円	(1) 日額710円 (2) 日額1,080円
活性炭投入作業手当	防塵マスク、煙管服等を着用し活性炭 に従事した職員		0千円	日額200円
道路上作業手当	交通頻繁な車道上で交通を遮断するこ。 う弁操作に従事した職員	となく行	22千円	日額250円
緊急出動手当	事故等の発生により、緊急車両で出動	した職員	0千円	1回300円

工 時間外勤務手当

年度	支給実績	職員1人当たり平均支給年額
平成25年度	2,840 千円	406 千円
平成24年度	3,781 千円	540 千円

(注) 数値は各年度決算による。時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当(平成26年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給される手当 ① 配偶者 13,000円 ② 満22歳に達する日以後の最初の3 月31日までの間にある子及び孫 ・弟妹、60歳以上の父母及び祖 父母、重度心身障害者 1人に つき6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人 については11,000円) ※ 満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子については、1人につき5,000円加算	同じ		1,590 千円	397, 500 円
住居手当	自ら居住するための住宅又は単身赴任 手当を支給され配偶者等の居住するた めの住宅を借り受け、一定額を超える 家賃又は間代を支払っている職員に支 給される手当 (職員の居住する借家・借間) ① 月額23,000円以下の家賃の場合 家賃-12,000円(ただし支給額 3,000円未満の場合は3,000円支 給) ② 月額23,000円を超える家賃の場合 (家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 (ただし、支給限度額27,000円) (配偶者等の居住する借家・借間) 「職員の居住する借家・借間」によ る算出される額の2分の1の額	同じ		324 千円	324, 000 円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその 運賃等を負担することと、自動車等を使 用することなどを常例とする職員に支 給される 三通機関等の利用者) 支の額に相当する額 (ただし、1箇月 当たりの支給限度額は55,000円) (自動車等の使用者) 片道 2~5km未満 4,800円 片道 15~10km未満 5,300円 片道 10~15km未満 7,300円 片道 120~25km未満 11,300円 片道 25~30km未満 13,700円 片道 35~40km未満 13,700円 片道 35~40km未満 16,100円 片道 40~45km未満 18,500円 片道 50~55km未満 18,500円 片道 55~60km未満 20,900円 片道 55~60km未満 23,600円 片道 60km以上 24,500円	同じ		374 千円	53, 486 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 される手当 部長等 89,300円 次長等 75,100円 課長等 62,300円 主幹等 53,900円	同じ	_	0 千円	0 円
休日勤務手当	祝日法による休日等及び年末年始の休 日等において、正規の勤務時間中に勤 務することを命ぜられた職員に支給さ れる手当 勤務1時間につき、勤務1時間当た りの給与額に135/100を乗じて得た額	同じ	_	62 千円	61, 552 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政 職の制度 との異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に支給される手当その勤務した全時間に対して勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の25/100	同じ		0 千円	0 円
管理職員 特別勤務手当	管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給される手当 ① 部長又は部長相当職 10,000円② 課長又は課長相当職 8,500円 ※ ただし、6時間を超えた場合はそれぞれの額に150/100を乗じた額	同じ		0 千円	0 円